

件名: 入札No.1「港湾空港技術研究所で使用する電気の供給」

No	質問	回答
1	電子入札システムにて入札に参加する場合、入札書の添付は必要でしょうか。	不要です。
2	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	問題ありません。
3	質問回答1No.23について、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	同回答のとおり、契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
4	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過は正をいたします。(超過は正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
5	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
7	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り捨てる。	入札金額は入札説明書11.(3)、質問回答1のNo.11及び質問回答2のNo.14への回答のとおりです。
8	入札内訳書様式に「入札金額については、円未満切捨」と記載がありますが、質問回答1No.12には円未満切り上げで問題ないと回答されております。どちらの計算方法で対応すればよろしいでしょうか。	質問回答1のNo.12への回答が誤っておりました。 大変失礼いたしました。 正しくは、入札内訳書様式に記載のとおり「切捨」となります。
9	落札後に内訳書の提出が必要となる場合、その提出期限および提出方法(メール、原本郵送等)をご教示ください。また、指定された提出期限での対応が困難な場合、期日について協議可能でしょうか。	落札決定後7日以内にご提出いただくようお願いいたします。 ただし真にやむを得ない事情により期日までのご提出が難しい場合には別途協議して定めた期限内に提出いただきます。 提出方法はメールでお願いいたします。
10	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	問題ありません。

11	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	問題ありません。
12	当社は2025年4月1日適用の旧一般電気事業者と同一の燃料費等調整額を適用しており、旧一般電気事業者の電気需給約款[特別高圧・高圧](2025年4月1日実施)における附則、(11)業務用電力、水料金に記載の燃料費等調整額と市場価格調整額を契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	問題ありません。
13	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
15	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますかが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
16	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の35%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	問題ありません。
17	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
18	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	詳細な契約書の内容については、落札決定後の調整にて対応いたします。